

# 研究員 の眼

## 約款の数字 1 から 1095 まで 第 10 回 「1095 日」について(入院給付金の支払限度日数)

保険研究部 上席研究員 小林 雅史  
(03)3512-1776 masashik@nli-research.co.jp

第 10 回のテーマは、医療保険や災害入院特約、疾病入院特約などにおける「入院給付金」の通算支払限度日数である「1095 日」について。

通算支払限度日数は、現在 1095 日となっているが、これまで大きく変遷してきた。

### 【災害入院：特約保険金額を上限とした時期（1964 年 4 月～）】

交通事故の増加を背景に、1963 年 7 月、損保会社により交通事故傷害保険が発売された。

これを契機に 1964 年 4 月、生保会社から、統一商品として、交通事故による保障を含む、災害による死亡・障害・入院を保障する「災害保障特約」が発売された。

災害保障特約の入院給付金は入院日数に応じ、特約保険金（上限 200 万円）の 0.5 割（10 日以上 30 日未満入院）～2 割（90 日以上入院）となっており、支払日数ではなく、特約保険金額を上限として支払われる仕組みであった。

### 【災害入院：特約保険金額を上限とするが、実質的通算支払限度日数は 666 日の時期（1969 年 2 月～）】

その後、1969 年 2 月には災害保障特約が改定され、現在と同様の入院 1 日当たりの給付となった。

入院給付金は、5 日以上入院について、入院 1 日目から 1 日あたり特約保険金（最高 500 万円）の 1.5/1000、同一の不慮の事故による入院について 120 日限度、特約保険金額を上限として支払われる。

したがって、通算支払限度日数としては 666 日（ $1000 \div 1.5$ ）となる。

### 【災害入院：通算支払限度日数 700 日の時期（1976 年 3 月～）】

1976 年 3 月には、災害保障特約が災害による死亡を保障する災害割増特約、災害による死亡・障害を保障する傷害特約、災害による入院を保障する災害入院特約に分離された。

災害入院特約は、5 日以上入院について入院 1 日目から 1 日あたり入院給付日額（最高 2 万円）を支払い、同一の不慮の事故について 120 日限度、通算 700 日限度となっていた<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 生保入院保障の変遷については御田村卓司・福地誠・田中淳三共著『生保商品の変遷—アクチュアリーが果たした役割—（改訂版）』111～167 ページ、保険毎日新聞社、1996 年 7 月、平尾正治「第三種保険の沿革」『生命保険協会会報』第 69 巻第 1 号、1989 年 1 月、小著「医療保険の約款について—生損医療保険約款の支払事由、免責事由を中心に—」『保険学雑誌』第 612 号、2011 年 3 月、小著「わが国における医療保険の発展」『生命保険経営』第 82 巻 第 5 号、2014 年 9 月などが詳しい。

### 【疾病入院特約の通算支払限度日数（1981年10月～）】

1974年1月には、簡易生命保険に従来の「傷害特約」（1969年9月創設）に加えて「疾病傷害特約」が創設されて、20日以上の疾病による入院や手術が保障されるようになり、同年2月には住友生命が「手術給付金付疾病入院保障特約」を発売した（20日以上の疾病による入院や手術を保障）。

この後、疾病による入院・手術を保障する「疾病入院特約」も一般的となった<sup>2</sup>。

1981年10月、疾病入院特約は統一され、20日以上の入院に対し、入院1日目から入院給付金を支払い、1回の入院について120日限度、通算700日限度といった内容となった。

### 【医療単品の通算支払限度日数（1976年2月～）】

こうした特約での入院保障に対し、1976年2月、アリコ・ジャパン（現メットライフ生命）は日本初の医療保険（医療単品）として「疾病保険」を発売した。

この保険は、保険期間10年の無配当保険で、入院給付金は疾病を直接の原因として8日以上入院した場合、入院1日目から支払い、通算支払限度日数を730日（2年間）としていた<sup>3</sup>。

### 【現在の通算支払限度日数】

入院給付金の支払事由については、近年の入院の短期化に伴い、「1日以上入院について入院1日目から支払う」という、いわゆる「日帰り入院」も保障するタイプが多くなっている。

また、入院1回についての支払限度日数は、かつては120日とされていたが、現在では、入院の短期化への対応や、保険料の低廉化のため、30日、60日、90日といった短期の設定や、顧客の選択肢拡大のための180日、360日等の長期の設定の双方が行われ、多様化している。

一方、通算支払限度日数は、従来、特約による保障では、災害入院給付金・疾病入院給付金各700日、医療保険（医療単品）では730日とされることが多かったが、現在は、医療保険、災害入院特約、疾病入院特約などとも最長1095日（3年分）までと拡大されている。

<sup>2</sup> 「郵政省、簡易生命保険法の一部を改正」『生命保険協会会報』第54巻第2号、「住友生命の『健康特約』 手術給付金付疾病入院特約」『インシュアランス』第2634号、1974年2月、「成人病特約、6月から発売へー7社が申請手続き終わるー」『インシュアランス』第2745号、1976年6月、「各社の成人病特約をみる 5大成人病に1入院180日まで給付」『インシュアランス』第2747号、1976年6月。

<sup>3</sup> 「アリコ・ジャパンの疾病保険 一口五千円、七三〇日限度」『インシュアランス』第2730号、1976年2月。